

## (年金会計) : 会計基準と企業年金 (3)

株式市場が発達し、ディスクロージャーも進んだ英米なら、会計基準によって企業評価が変わるのも肯ける。ところが、ドイツの企業でも、年金会計基準の変更が格付けや株価など企業評価に影響し、それがまた、企業年金の運営に跳ね返り、従来の引当金制度から積立を増やす方向に向かっている。

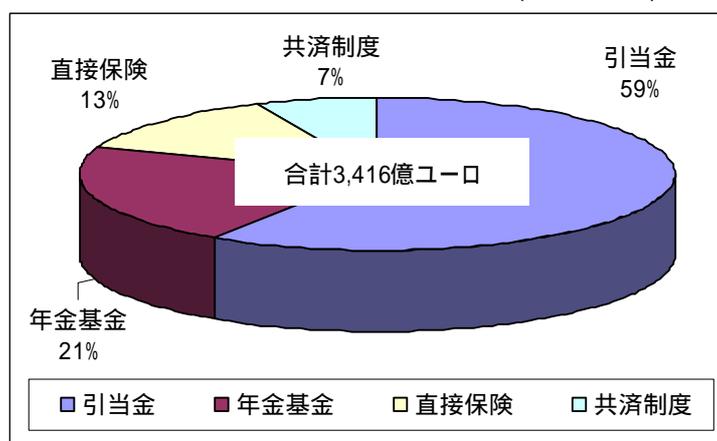
ドイツの企業年金には、2001年の年金制度改革によって創設されたペンション・ファンドを含めて、5つの制度がある(図表1参照)。この内、外部に積み立てがないのは、引当金制度(pension promise)だけであり、他の4つは保険など支給のための財源を社外に持つ。

図表1 : ドイツの企業年金制度

名称	引当金 (book reserve, direct promise)	年金基金制度 (Pensions- kasse)	共済基金 (Support Funds)	直接保険 (Direct Insurance)	ペンション・ファンド (Pension Funds)
財源	内部留保(まれに社外の積立あり)	自家保険のための別法人	別会社だが、資金を本体に投融資することが多い(再保険していると別)	外部の保険会社	外部の年金基金

給付が通常、最終給与比例で計算される、年金を支払う財源の中心となってきたのは、引当金制度であり、現在でもその資産は、企業年金全体でみると6割(図表2)、特に大企業では9割をしめている。第2次大戦後、ドイツでも英米のような外部積立を義務づけることが受給権確保だけでなく、資本市場の振興につながるという議論もあった。しかし、結局は社内留保を認めたことで企業の資金確保が容易になり、一方で受給権については引当金をも対象にして、賦課方式で運営される支払保証制度を設けることで保護してきた。

図表2 : 財源別にみた制度別の割合(2001年末)



ところが、この引当金が大きく揺れている。きっかけは、2003年3月に格付け機関が、欧州企業の評価にあたって年金債務をより時価に近い形で考慮するとし、その結果、ドイツの有力鉄鋼会社ティッセン・クルップの債券を投資不適格としたことだった。これはドイツ産業界だけでなく、政界にまで論議を呼ぶことになった。

従来のドイツの国内会計基準では、6%という高い割引率で計算される、税法上の引当上限をそのまま企業会計上の引当金としてきた。ただし、国際会計基準( IAS )や米国の会計基準( FAS )での開示も認められている。しかも EU 指令により、2005 年から欧州の上場企業は全て国際会計基準に基づいて作成した財務諸表を開示することになっている。そこで、国際的な大企業では国際会計基準( そうでなければ米国の会計基準 )で退職給付債務を評価しており( 図表 3 )、その結果、国内会計基準に比べ、年金債務が 2 割程度増加した。

図表 3 : ドイツ 10 大企業の積立状況

	業種	会計基準	年金債務 (PBO)	積立資産	積立割合 (積立資産 / PBO)	株主資本	年金債務 株主資本	積立資産 株主資本
ダイムラー・クライスラー	自動車	米国	32,949	24,544	74.5%	34,914	94.4%	70.3%
フォルクス・ワーゲン	自動車	IAS	12,425	1,317	10.6%	24,634	50.4%	5.3%
シーメンス	機械	米国	19,492	14,531	74.5%	23,521	82.9%	61.8%
ドイツ・テレコム	通信	米国	4,472	412	9.2%	35,416	12.6%	1.2%
METRO	小売り	IAS	1,235	316	25.6%	4,141	29.8%	7.6%
RWE	運輸	IAS	6,854	5,972	87.1%	4,176	164.1%	143.0%
BMW	自動車	IAS	7,797	4,866	62.4%	13,871	56.2%	35.1%
ドイツ・ポスト	公益	IAS	8,334	1,910	22.9%	5,353	155.7%	35.7%
ティッセン・クルップ	鉄鋼・金属	米国	7,824	1,616	20.7%	4,776	163.8%	33.8%
BASF	石油化学	米国	3,413	3,528	103.4%	17,920	19.0%	19.7%
10社計			104,795	59,012	56.3%	168,722	62.1%	35.0%

(注) DAX100社の内、金融業を除く売上高上位10社の直近決算期。

(単位: 100万ユーロ、%)

ところが、これらの大企業こそ引当金制度を用いてきたため、年金債務(PBO)に対する積立割合が平均 56%、半分の 5 社が 30%以下と低くなっている。しかも、それが格付けや株価に悪影響を及ぼすことが分かったため、有力企業が次々と年金制度の改定に乗り出すことになった。

第 1 が、引当金による年金制度を変えないものの、外部に資金を拠出する契約信託制度 ( Contractual Trust Agreement ) と呼ばれる仕組みを利用することである。シーメンス、フォルクス・ワーゲンなどが採用している。もっとも、積立をすることへの反対論も強い。資金を外部に拠出しても、すでに無税で引当を済ませている債務のため、新たに税のメリット得られるわけではない。しかも、拠出するためには、手元の資金を減らすか、新たに負債を取り入れなくてはならない。そのため格付けが本当に上がるのか疑問だというのである。

第 2 が、外部積立制度である年金基金や直接保険の採用である。これらの制度は、従業員個人のための保険料を企業が拠出する、確定拠出年金に近い制度であり、積立不足はほとんど生じない。また、これらの掛け金は企業、従業員のどちらでも拠出する。

もともとドイツの老後の所得の内訳は、公的年金の 8 割に対して、企業年金が 1 割足らず ( 残りは個人年金 ) にすぎない。そのため英米では数倍の企業も珍しくない年金債務・積立資産の株主資本に対する割合が、1 倍を切っている ( 図表 3 右端 )。しかも、年金資産の株式組入比率も 2 割前後と、6~7 割の英米よりも低いいため、株価下落の悪影響もあまり受けていない。このように負担増は英米ほど深刻ではない。それでも、会計基準の変更によって表に出た年金の積立不足が、格付けを通じて資金コストに影響するととなると、企業も何らかの対応措置を取らざるをえないのである。その点では、わが国と状況が似ているのかもしれない。

(白杆 政治)